

令和6年度 川田区町政地区懇談会 ご意見要旨

令和6年10月1日（火）18時00分～ 川田集落センター

	意見等	回答（懇談会当日）
1	別添箇所①の通学路になっている道路において横断歩道標識があるが、児童が渡ろうとしているにも関わらず一時停止する車がない状況にあり、ドライバーの視認性の低下が考えられる。また野木町小山市間の抜け道であり通学時間中に通過する車も多い。特に児童を守る観点から、減速路面標示、ハンプ等のハード面はもとより、他県でも見られる警察、交通安全協会、自治会、PTA、保護者が作成した「規制のない看板」の設置を野木町全体でできないか。また、このような「規制のない看板」は野木町において設置している箇所はあるか。	10月7日に年1回の通学路の安全点検の会議が開催されるので、この資料を提示して警察の方に対して何らかの対策をしていただけるように町からも呼びかけていきたいと思います。 PTAの方々との話し合いのなかで危険な箇所ということで佐川野小学校から現在挙げられていますが、今回お話いただいた場所は挙げられておりません。そのため、この資料により、10月7日の会議において提案したいと思います。また、標識については状況確認させていただいて、道路部門、警察部門等様々な方が集まりまして、どう解決するか話し合いますので、その結果をご質問者様、区長様にお知らせしたいと思います。 【後日回答】 横断歩道付近に「通学路注意」ののぼり旗を設置いたしました。
2	町道のなかに自分名義で登記されている土地があったため、土地家屋調査士に依頼し、登記を整理した経緯がある。その際の費用について、町に相談したら、支払いできないと言われた。	道路を拡幅していると思いますが、通常町で測量、分筆、町に所有権移転をするという流れとなり、分筆や所有権移転登記は通常町が囑託という形で行います。ただ、未相続の場合、分筆して所有権移転ができないため、保留になっている場合もあります。細かい経緯をお伺いし、都市整備課の資料を確認し、対応していければと思います。 【後日回答】 ご質問者様へのヒアリング結果に基づき、現在当時の関係者に経緯を調査中です。
3	野木東工業団地に日鉄建材があるが、晴れた日の夕方に白い煙が出ている。水蒸気かと思うが、念のため町で立ち入って調査してほしい。	工場立地の関係では町に届出があり、それに基づき適切な処理をしていない場合、町は立ち入ることができます。生活環境課が担当になっているので、聞き取りを行い、晴れた日の夕方、その条件が整ったときに職員が何回か見て、聞き取りしてお知らせできればと思います。 【後日回答】 LPG(ガス)を燃料としたボイラーから出ている煙だと考えられます。大気汚染に係る県の環境基準を満たした施設であり、県に届出を行っているディーゼル機関です。定期的な検査を年2回以上行っております。現在のところ異常等の報告はありません。
4	農業関係のことを質問したい。川田地区は10年先を見据えた地域計画の作成を行っている。その10年先の計画を遂行するために町として支援策はないのか。	新規に就農される方についての支援制度も整ってきてまして、ここ何年か新規に就農される方が徐々に増えてきました。こうした助成制度等も活用した新規就農への取り組みを少しずつコツコツと積み上げていければと現状では考えております。 他地区に先行して10年後を見据えた持続可能な営農体制の構築を目的として「川田地区未来農業を考える会」が発足しており、県・町も参加させていただいております。地域計画を実現していくために必要なご要望などございましたら、ご相談いただければと思います。

	意見等	回答（懇談会当日）
5	川田地区の新たに計画している公園予定地について、機械で草刈りを行っているが盛土や溝があり機械が入れない箇所がある。改善してほしい。	公園予定地については来年度以降になってしまうと思いますが、できるだけ早いタイミングで整地の方はしてまいりたいと思っています。ただ予算要求や予算編成がこれからになるため、確実にいつ頃というのが今のところ申し上げられない状況ではありますが、係担当としてはできるだけ早いタイミングと考えています。それ以降の整備については地域のご意見等もいただきながら詳細を詰めていくことになると思いますので、よろしくお願いします。 【後日回答】 令和6年度中に盛土については、直営にて整地予定となります。
6	1 別添箇所②についても、田んぼと水路があって道路が狭いという意見があったので、10月7日の会議で議題にあげてほしい。 2 防犯カメラ設置の補助額等について詳細を教えてください。 3 川田集落センターが緊急避難所に指定されているが地震のみで利用できるものを洪水でも使用できるようにしたいと町から説明を受けたが、詳細を説明してほしい。	1について この場でお答えはできませんがまず現地確認させていただきたいと思います。一般的なお話として申し上げますと、仮に町道で道路幅となりますと、道路横の地権者の方から同意をいただいた上で、ご要望いただくような形を取っております。工事を始めても途中で地権者の方に整備しないでほしいと言われてしまうと、事業が途中で頓挫してしまいますので、そういうことがないようにあらかじめ要望を出していただくという形をとっているものです。ただ実は今、まだ施工できていない要望箇所が60～70件位あります。古い新しいではなくて優先度や危険度を考えて毎年計画的に行っていますが、要望をいただいたからといってすぐに取りかかれるかということ難しい場合があることはご了承ください。通学路で危険度が高いということであれば一般的に言えば優先度は高いと思いますが、今この場でどれぐらいのタイミングでということは申し上げられませんのでご了承ください。 通学路ということで先ほど申し上げた教育委員会の会議の中で、議題に出して状況を見てアドバイスをいただいて、お子さんが通学のために危ないようであれば何らかの対策を取るのが基本でやっております。今回も担当が事前に現場確認を行った上で、教育委員会の方で議題を挙げてさせていただければと思います。 【後日回答】 通学路の水たまりについては、土砂を除去し、解消済みです。 堆積しやすい場所ですので、引き続き道路パトロールにより確認しますが、地元でも堆積があるようでしたら、ご連絡をお願いします。 2について 自治会や区が管理をしていただくということで補助を出すようになっております。こちらにつきましの設置費の3分の2の補助で上限が1台につき20万円ということになってございます。ただこれについては周辺地域の住民の方の同意やプライバシーの侵害に当たるところもありますので、皆さんの同意を得ながら設置いただくという形になりますので、よろしくお願いしたいと思います。申請をいただく場合は、総務課の方に用紙がございますので、後でご相談していただければと思います。 3について 川田集落センターですが指定緊急避難場所というものに指定しております。また通常の指定避難所につきましてはこの辺については佐川野小学校になります。避難所まで遠いので一時的に一旦避難したいというご要望があった場合、区や自治会が管理する一時的に避難する場所として指定するものです。川田集落センターの場合、洪水を想定しておらず地震のみの指定となっております。変更する場合、県に報告する必要があります。その変更の手続きをさせていただきたいということでこの間の避難訓練実行委員会のときに区長さんに変更届の用紙をお渡しさせていただきました。なお基本的には避難所はどなたでも受け入れるのが原則となっております。ただ指定緊急避難場所は地域の方が基本的に運営していただきますのでその辺の運営につきましては川田地区の方で考えていただければと思います。避難所の方には備蓄品として飲料水や食料とか小学校の方にありますが、こちらにはないので、物資関係につきましては、もし避難場所として開いた場合には、町の方からこちらの方に支援物資を送ります。なおハザードマップには既に指定緊急避難場所一覧の中に川田集落センター入っている状況であり変更はございません。

別添

豊園

① (意見1)

② (意見6の1)

野

木

町

八幡宮

県道東野田・古河線

川田橋